

P.138 『2 反則行為をしたとき』の3行目からの内容を以下のように変更します。

この場合、告知内容に異議がなければ、その日を含めて8日以内に告知書と納付書に記入された金額の反則金を銀行や郵便局、都道府県警察本部の反則金収納口座に納めると、すべての手続きは終わります。

P.216 『5 霧のときの運転』を次のように変更します。

5 霧などのときの運転

霧や吹雪などのときは視界が悪いので、前照灯や霧灯（フォグラブ）を点灯したり、警音器を使用したりしながら速度を落として慎重な運転をする必要があります。

1 前照灯などの使用

霧や吹雪などのときは、前照灯または霧灯を早めに点灯し、中央線やガードレール、前車の尾灯をめやすに、十分な車間距離を確保しながら速度を落として走行します。

前照灯を上向きにすると、霧に乱反射して見通しが悪くなるので、前照灯は下向きにしましょう。

P.285 『●乗車定員と積載の制限』の『積載物の重量』を次のように変更します。

● 乗車定員と積載の制限

車の種類	乗車定員	積載物の重量
普通自動車 中型自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる乗車定員 (ミニカーは 1人)	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる最大積載量 (ミニカーは 90kg)
小型特殊自動車	1人 (運転者用以外 の座席がある ものは2人)	700kg